⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者。
イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。
⑽　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

３　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
ア　企業による技術提案
【技術提案①】
【施工工程管理関連】
・雨水排水施設であるボックスカルバートの施工に関し、他工事と競合する工事区域のため、どのような対策を講ずるか。
（着目点）
・本工事においては、雨水の幹線排水施設として設置するボックスカルバートの施工場所が倉庫及び燃料タンク新設などの他工事と競合する工事区域があるため、工事全体をいくつかに分けその区域毎に施工することが必要であることから、他工事と競合する狭隘な場所での施工を容易にするための配慮が工程管理の面で重要な要素となる。
ついては、ボックスカルバートの施工に際し、他工事と競合するリスクに対して、より円滑に工事を進めるための具体策として、①競合する他工事の状況把握に関すること、②近隣に製品を仮置きできない工事区域での施工に関すること、③仮設土留め工の施工に当たって、他工事で建設される構造物等に影響を与えないための配慮に関すること、④ボックスカルバート施工期間に対する大雨発生の天候予測と監視体制の強化に関すること、⑤工事関係者との連絡体制に関することに着目し、項目（①～⑤）毎に１提案を求めるものである。
【技術提案②】
【安全管理関連】
・ボックスカルバート等の施工にあたって、米軍等の運用に与える影響を回避・低減するため、どのような配慮を行うか。
（着目点）
・本工事においては、飛行場及び既存建物に隣接しているとともに多数の既設管路及び配線が埋設されている施工場所を多く抱えているため、ボックスカルバートを施工する際、掘削作業等により生じる砂塵等が飛行場及び既存建物へ飛散する。また、ケーブル等の埋設物等を切断するなど、米軍等の運用に支障となる事故等を防止するための配慮等が重要な要素となる。
ついては、ボックスカルバート等の施工にあたって、米軍等の運用に与える影響を回避・低減するための配慮等に関する具体策として、①米軍等運用の現状を把握するための体制構築に関すること、②地上構造物・地下埋設物の現状を把握する調査方法等に関すること、③既存の地下埋設物に対する保護等に関すること、④砂塵発生の抑制に関すること、⑤現場における既設建物への監視体制に着目し、項目（①～⑤）毎に１提案を求めるものである。
イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
ウ　施工体制
⑵　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。
イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑶　総合評価の方法
ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。
イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。
なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。
ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの項目について最高30点の評価点を与える。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。
エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」とイによって得られる「加算点」及びウによって得られる「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。
⑷　⑴の評価項目の詳細は入札説明書による。
⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233　ＦＡＸ082―222―3027
⑵　入札説明書の交付期間、交付場所等
ア　交付期間　平成25年12月６日から平成26年２月18日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時までとする。
イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。
http://www.mod-eboc.go.jp
ウ　交付の方法　すべて、電子データで交付を行う。
文書類：ＰＤＦ（Acrobat８形式）
図面類：ＰＤＦ（Acrobat８形式）
数量表等：Excel（2003形式）
申請書類：Word（2003形式）又は一太郎（2008形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。